



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 11 月 27 日（木曜日） 第 667 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更……………（ “ ” ） 1	
○保安林の指定（3件）……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定解除……………（ “ ” ） 2	
○私道の位置の変更の承認……………（建築住宅課） 2	
公 告	
○クリーニング師試験の実施……………（衛生管理課） 2	
○落札者等の公告…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 786号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 7 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
早田 雅博 訪問マッサージハ ートナー延岡	東臼杵郡門川町東栄町 4 丁目 7 - 19	令和 7 年 10 月 21 日

宮崎県告示第 787号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
福留 勝次 自立援助協会 都 城事業所	北諸県郡三股町蓼池4588 - 3

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市前田町9街区 11号	北諸県郡三股町蓼池 4588 - 3	平成30年4月1日

宮崎県告示第 788号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 日南市大字宮浦字鋤定4399、4399 - 乙、4400、4402 - 1、4402 - 2、4402 - 乙、4402 - 丙、4403 - 2

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 789号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字貝ノ木5999 - 1、6003 - 2、6005 - 2

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 790号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字栗ノ木水流5697－1、5699－1、5699－2、5715から5717まで、字峠ノ谷5721、5724－2

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 791号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除に係る保安林の所在場所 児湯郡川南町大字平田字通山村5432－1、5432－2

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

宮崎県告示第 792号

宮崎県建築基準法施行細則（昭和46年宮崎県規則第37号）第17条第2項の規定により、次のとおり私道の位置の変更を承認した。

令和7年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

承認 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		承 認 年月日
			幅員	延長	
第(変)	株式会社	宮崎県小林市南西	6.10	66.24	令和7

更) 20 25－1 号	小堀不動 産代表取 締役小堀 貴志	方字石氷37番3、 39番2			年11月 7日
--------------------	----------------------------	-------------------	--	--	------------

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和7年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の期日

令和8年2月5日（木曜日）

2 試験の場所及び時間

(1) 学科試験

ア 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号 県庁防災庁舎7階防71号室

イ 時間 午前10時30分から正午まで

(2) 実地試験

ア 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号 県庁防災庁舎7階防71、72、74号室

イ 時間 午後1時から午後5時まで

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規及び公衆衛生に関する知識

イ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第 154号）附則第5項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して宮崎県福祉保健部衛生管理課に提出すること。

(1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。）

(2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し）

(3) 写真（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

6 受験願書の受付期間

令和8年1月5日（月曜日）から同月19日（月曜日）まで

7 その他

(1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。

(2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。

(3) 合格者の発表は、令和8年2月19日（木曜日）午前9時から各願書提出先の保健所及び県ホームページにおいて行う。

(4) 受験手続その他事項については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（44）2628）に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用の切手を同封すること。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎西警察署（仮称）庁舎建設に係る設計業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部施設設備課施設係
宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年10月20日（月）
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
安井・益田設計業務共同企業体
大阪府大阪市中央区島町2丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所
宮崎県都城市年見町18号2番地
株式会社益田設計事務所
- 5 随意契約に係る契約金額
273,900,000円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第6号に基づく随意
契約

--	--